

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和34年からA事業所に住み込みで勤務していたが、38年に結婚が決まり、その年の夏ごろ、B市町村役場C支所で国民年金の加入手続をして、給料から少しずつ貯めていた中から、36年4月から38年3月までの保険料2,400円をD郵便局で納付した。D郵便局の窓口担当だった従兄弟（故人）に渡し、確かに納付したのに未納となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年の夏ごろに、B市町村役場C支所で国民年金の加入手続をして、給料から少しずつ貯めていた中から、36年4月から38年3月までの保険料2,400円をD郵便局で納付した。」と主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成元年に取得した国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が昭和36年1月24日に払い出され、申立人が当時国民年金に加入していたことが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時点において、申立期間の保険料は過年度保険料としてすべて納付可能であったことが確認できる。

また、申立人が納付したと記憶している保険料の金額は、申立期間の保険料をすべて納付した場合の保険料額と一致している上、納付場所として記憶している郵便局の所在地も、当時の所在地と一致していることが確認できる。

さらに、国民年金の加入手続や保険料の納付経緯等に関する申立人の陳述内容は具体的であり、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張

に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から52年3月まで

昭和53年5月ごろ、A区役所へ行き、国民年金の加入手続をし、その数か月後、A区役所から、「今なら20歳到達時の昭和45年度までさかのぼって保険料を納付することができる。」との連絡が数回あり、実家の父に相談し、30万円を送金してもらった。子供を背負って近くのB郵便局に行き、大金を扱うのに緊張しながら保険料を納付したことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、約39年の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和53年5月ごろ、A区役所で国民年金の加入手続を行い、その数か月後、同区役所から申立期間の保険料について納付勧奨を受けたため、実家の父から送金してもらった30万円を持って、B郵便局で一括して納付した。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは同年5月13日、資格取得は45年*月*日に遡^{そきゆう}及して行われ、申立人は申立期間当時、国民年金の強制被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も、申立期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。

加えて、申立人の実父が経営していた事業所の会計顧問であった税理士は、「当時、事業所の経営は良好で、申立人の国民年金保険料を援助する資産は十分にあった。」と証言しており、実家の父親の援助を得て申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和49年6月1日）及び資格取得日（同年9月1日）を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額を、同年6月は6万8,000円、同年7月及び同年8月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から41年2月1日まで
② 昭和49年6月1日から同年9月1日まで

申立期間①については、昭和40年4月1日にB社に兄と一緒に入社し、運転手として勤務した。当時は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。同社において、事務担当者として勤務していた兄には厚生年金保険の加入記録があるのに、私に記録が無いのはおかしいので、調べてほしい。

申立期間②については、A株式会社に昭和45年8月1日から50年3月1日まで継続して勤務し、当時、一緒に勤務していた兄や従兄弟には継続して厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ途中の3か月分の記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「私のA株式会社における厚生年金保険の記録は、昭和45年8月1日から49年6月1日までの期間及び同年9月1日から50年3月1日までの期間とされているが、途中で辞めたことはなく、申立期間も継続して勤務していた。」と主張するところ、

申立人と一緒に同社で勤務していた申立人の兄及び従兄弟並びに同僚の証言から、申立人が申立期間②当時、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、同僚3人（申立人の兄及び従兄弟を含む。）は、「A株式会社では、申立人と一緒に勤務していた。現場を回り、長期間泊まり込みながら働いていた。申立人がいったん退職したり、雇用形態が変わるようなことはなかった。」と証言しているところ、これら同僚3人については、いずれも申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立人の兄及び従兄弟は、「従業員は、5人から8人ぐらいであった。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、A株式会社における厚生年金保険の加入者数は5人から7人で推移していたことが確認でき、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる上、申立人と同様に、在職中に被保険者資格を喪失している者はみられない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和49年5月及び同年9月の社会保険事務所（当時）の記録、及び複数の同僚の昇級時期から判断すると、同年6月は6万8,000円、同年7月及び同年8月は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社における事業が廃止され、事業主も死亡しているため確認することはできないが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年6月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、当時の同僚の証言から、申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和40年4月1日に申立人と一緒にB社に入社したとする申立人の兄は、「当時、妻の出産が近かったため、事務担当者に健康保険証を催促した覚えがあり、それまでは厚生年金保険も未加入だった。今となっては、その時に弟の分も確認しておけばよかったと思っ

ている。」と証言しているところ、当該者は、同社に入社してから約2か月後の同年6月14日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人と同じC職として勤務していた同僚は、「B社には、昭和40年か41年に入社したと思うが、見習いのようなもので、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しているところ、当該同僚が、同社で厚生年金保険に加入したのは42年2月10日であり、申立期間①は、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①において、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

加えて、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月1日から37年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を36年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月13日ごろから37年2月1日まで
昭和32年4月にB株式会社でC職として働き始めてから、何社かに勤務した。A社には、株式会社Dを退職した36年3月11日の2、3日後に勤め始めた。

A社での厚生年金保険の資格取得日が昭和37年2月1日となっているとのことだが、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及び申立人のA社に入社した経緯等に関する陳述内容から、申立人が申立期間当時、同社でC職として勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚の証言から、A社では、試用期間があり、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことが推認できるところ、申立人と同じC職として勤務していた従業員二人のうち、試用期間が確認できた一人には、入社から厚生年金保険加入まで4か月程度の期間があったことが確認できる上、昭和36年4月ごろに申立人よりも遅れて入社し、E職として勤務していた女性従業員3人は、同年8月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、

同社では、入社後4か月程度の試用期間を経て厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられる。

さらに、事業主（故人）の息子（A社の元社員）から聴取したところ、「申立人とは、昭和40年ごろから一緒に勤務していた記憶があるが、申立人のみ11か月間も厚生年金保険に加入させない理由があったとは聞いていない。」と証言している。

加えて、申立人は、A社への入社以前に3社でC職として勤務し、その間、継続して厚生年金保険に加入（B株式会社では昭和32年4月1日から34年3月6日まで、F株式会社では同年3月12日から35年6月1日まで、株式会社Dでは35年6月1日から36年3月11日まで）していること、A社における被保険者資格取得時の標準報酬月額は、既に同社で厚生年金保険に加入している同年代のC職の同僚と同等の金額であることが確認できることから、申立人のみが、A社において、通常の試用期間を超える11か月の試用期間があったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月1日から37年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じC職として勤務していた同年代の従業員に係る標準報酬月額の記録及び申立人に係る社会保険事務所（当時）における昭和37年2月の標準報酬月額の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社における事業が廃止され、事業主も死亡しているため不明であり、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和36年3月13日ごろから同年8月1日までの期間については、前述のとおり、A社では、入社後4か月程度の試用期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことが推認できる上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

昭和44年3月11日に入社して以来、一度も退職したことはなく、現在もA株式会社に継続して勤務している。49年4月1日付けで同社本社から同社B事業所に転勤になったが、同社本社での被保険者資格喪失日が同年3月31日となっていることから、同年3月の1か月が未加入となっているので、資格喪失日を49年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、昭和44年3月11日から現在まで同社に継続して勤務し（49年4月1日付けで同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って昭和49年3月31日として届け出たため、同年3月の保険料を納付していないと認めている上、事業主が同年4月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年7月までを22万円、同年8月から同年10月までを26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で

同社に在籍していた 94 人の従業員のうち 91 人が申立人と同様に遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成 5 年 8 月 1 日付けの随時改定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額から、平成 5 年 4 月から同年 7 月までは 22 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 26 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和 43 年 3 月 1 日に株式会社 A で被保険者資格を取得した後、平成 6 年 5 月 31 日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた平成 5 年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成 5 年 11 月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 11 月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、同年 11 月 30 日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを30万円、同年10月を32万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が申立人と同様に遡及喪

失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは30万円、同年10月は32万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和48年4月2日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成13年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が、A事業所において、昭和31年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年1月21日に同資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年6月から同年9月までを7,000円、同年10月から同年12月までを8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から同年11月まで
② 昭和31年4月から同年12月まで

私がA事業所で勤務した昭和30年4月から同年11月までの期間及び31年4月から同年12月までの期間について、厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と名前の漢字表記は異なるものの、読み方が同じ「B」という者で、かつ、生年月日が14日違いで、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和31年6月1日、資格喪失日が32年1月21日）が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、上記の者が昭和31年6月1日にA事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所では、「当時、A事業所に勤務し、申立人と同年代で住所も近かった者から聞き取りしたところ、他に類似した氏名の者がいた記憶は無いとの証言があった。」と回答している。

加えて、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含め、被保険者氏名に係る記載誤りが複数見受けられる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 31 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出、及び 32 年 1 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 31 年 4 月及び同年 5 月については、同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できるものの、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同年 4 月及び同年 5 月に資格を取得した被保険者はいないことが確認でき、ほかに、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、これを認めることはできない。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 31 年 6 月から同年 9 月までを 7,000 円、同年 10 月から同年 12 月までを 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人は、「昭和 30 年 4 月から同年 11 月まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。職種は C 職であった。」と主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が当時の同僚と記憶する者についても、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は無く、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、昭和 30 年度の資格取得者の中に申立人の記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

また、人事記録及び申立期間において D 作業員として勤務していた者への聴取結果から、申立期間①において C 職として勤務していたことが確認できる 10 人のうち、厚生年金保険の加入記録がある 6 人は、いずれも昭和 32 年 1 月まで継続して加入していることが確認でき、「工事のため冬期間も勤務していた。」と証言している。一方、厚生年金保険の加入記録が無い 4 人のうち、聴取できた二人は、「申立人と同じく冬期間は勤務していない。」と証言しており、申立期間①当時、C 職については、冬期間も継続して勤務する者のみを対象に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 58 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 58 年 8 月まで
夫婦共に国民年金保険料を支払っていたはずだが、妻のみが納付になっているのは不自然だと思われるので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。」と主張するところ、申立人は、A区在住時の昭和 53 年 4 月 8 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、国民年金に加入（資格取得は、52 年 3 月 24 日に遡^{そきゆう}及して行われ、平成 4 年 2 月 7 日に、昭和 52 年 3 月 23 日に訂正）した後、申立期間当時は、55 年 8 月 30 日に B 都道府県 C 市町村に転居し、57 年 7 月 26 日に D 市町村に転居していることが確認できる。

しかしながら、C 市町村が作成した申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和 55 年 9 月 9 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記録はあるが、その後、申立人が当該厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 56 年 10 月 26 日以降、D 市町村に転居するまでの間に国民年金の被保険者資格を再取得した旨の記録は無く、D 市町村が作成した国民年金資格台帳においても、申立人が同市町村において被保険者資格を取得した旨の記録は無いことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、同期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される（なお、現在、オンライン記録では、申立期間は国民年金加入期間とされているが、同期間が国民年金加入期間とされたのは、社会保険事務所（当時）が申立人の被保険者記録を訂正処理した平成 4 年 2 月 7 日以降であり、訂正処理した時点では、申立期

間の保険料は既に納付の時効となっている。) 。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人のC市町村での国民年金の加入手続及びD市町村での住所変更手続に関する記憶は曖昧である上、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の妻から聴取しても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 634 (事案 358 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 60 年 6 月まで
昭和 55 年 10 月ごろに国民年金に加入して国民年金手帳をもらい、国民年金保険料は、毎年、年度末か、年度当初に 20 万円前後の金額をまとめて銀行で納付していた記憶がある。
申立期間の保険料が未納とされるのは納得できないので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 61 年 5 月 6 日、資格取得は 55 年 4 月 1 日に遡^{そきゅう}及して行われていること、ii) 60 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料については、手帳記号番号の払出し時点の 61 年 5 月時点で納付可能な保険料を過年度保険料として納付していること、iii) このため、申立期間については、手帳記号番号の払出し時点では、その大部分 (55 年 4 月から 59 年 3 月までの期間) は時効により、既に保険料納付ができない期間であったことが確認でき、iv) 申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、その事実及び払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない等を判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「国民年金手帳は 2 冊あった記憶がある。」と主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿の記録について、加入手続をしたとする昭和 55 年 10 月の前後の 2 年半の期間 (54 年 12 月 19 日から 57 年

6月30日まで)を再度調査したが、前述の手帳記号番号以外の払出しは確認できない。

また、申立人は、「申立期間の保険料は、毎年、年度末か、年度当初に20万円前後の金額をまとめて銀行で納付していた記憶がある。」と主張するところ、申立期間当時の国民年金保険料額は、年間で4万円から7万円程度であることから、申立人の記憶する金額とは大きく相違している上、申立人の主張によれば、申立期間の保険料は5回にわたり銀行で納付していたこととなるが、そのすべての納付について、いずれも納付記録が失われたとすることは、通常、考え難い。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年ごろから 60 年 8 月ごろまで
② 昭和 60 年 9 月 2 日から平成 2 年 3 月 20 日まで

申立期間①については、A株式会社で働いていた。9時から17時までのフルタイム勤務であった。

申立期間②については、B株式会社でパートの女性5人ぐらいと一緒に働いていた。厚生年金保険の加入は、平成2年3月20日からとのことだが、昭和60年9月2日から勤務していた。

いずれの期間も、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入できることを確認した上で入社しており、保険料が給料から控除されていたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社の回答から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が当時の同僚として記憶している5人全員についても、申立人と同様に、A株式会社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A株式会社では、当時の担当者に確認した結果として、「申立人が記憶している勤務時間から、申立人はパート従業員であったと考えられるが、当時、パート従業員は厚生年金保険には加入させていなかった。また、当社の組合健康保険の記録を確認したが、申立人の加入記録は無かった。」と回答している。

さらに、申立人の夫のオンライン記録から、申立人は、申立期間①において、その夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確

認できる。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、当時の同僚の証言から、申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B株式会社から提出された、申立人に係る昭和 63 年 12 月の給料台帳（写し）から、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる（同社での給料台帳の保管は、昭和 63 年 12 月のみ）。

また、B株式会社では、「当時、パート従業員は、本人から申出があった場合のみ、厚生年金保険に加入させていた。申立人が入社したころは、夫の扶養家族になっていたため、社会保険には加入しなかったのではないかと思われる。また、厚生年金保険の加入と雇用保険の加入はセットで行っていた。」と回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の記録は、平成 2 年 3 月 20 日から加入となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、申立人の夫のオンライン記録から、申立人は、申立期間②のうち、昭和 60 年 9 月 2 日から 61 年 2 月 1 日までの期間及び同年 5 月 6 日から平成元年 5 月 1 日までの期間は、夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認でき、同年 5 月は、C 市町村の記録から、夫婦で国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が一緒に働いていたと記憶している同僚 7 人のうち 5 人については、B 株式会社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
昭和 34 年 4 月、A 株式会社に入社し、35 年 9 月末日まで継続して勤務した。入社時は B 部に配属になったが、間もなく C 部に異動になり、自動車助手として運転手の補助業務をしていた。

A 株式会社における私の厚生年金保険の加入記録が、昭和 35 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの記録しか確認できないとのことなので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 株式会社勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、同社が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と同じ昭和 35 年 6 月 1 日となっていることが確認できる。

また、A 株式会社の当時の経理担当者は、「申立期間当時、従業員の厚生年金保険の加入時期については社長が判断し、労務担当者と経理担当者に事務手続を指示していた。必ずしも、入社と同時に資格取得をさせていたわけではなかった。」と証言している。

さらに、聴取した同僚 9 人のうち 4 人から、「当時、試用期間があった。」との証言があり、申立人と同様に自動車助手をしていたとする同僚二人のうち、申立人と同時期に入社した一人は、入社から約 2 年 3 か月後の昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認でき、もう一人は厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月ごろから 46 年 3 月ごろまで
昭和 45 年 4 月ごろから、A株式会社と同じ敷地内の有限会社Bという会社で仕事をしていた。健康保険証をもらって病院に行った記憶があるので、社会保険に加入していたと思う。有限会社Bは、厚生年金保険の適用が無いと言われたが、A株式会社で加入させてもらっていたのではないかと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「有限会社Bに勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、当時の同社の取締役からの回答及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記取締役は、「有限会社Bは、厚生年金保険の適用を受けたことがない。」と回答している上、オンライン記録からも、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、「A株式会社において厚生年金保険に加入していたのではないか。」としているところ、上記取締役は、「申立人は、有限会社B設立後に私が採用したので、A株式会社には勤務していない。私自身も昭和 45 年 9 月 1 日にA株式会社での被保険者資格を喪失しており、申立人が同社で厚生年金保険に加入していることはない。」と回答している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月 11 日から 55 年 4 月 15 日まで
② 昭和 55 年 10 月 13 日から 56 年 4 月 14 日まで
③ 昭和 56 年 11 月 9 日から 57 年 4 月 23 日まで
④ 昭和 57 年 11 月 8 日から 58 年 4 月 21 日まで
⑤ 昭和 58 年 8 月 27 日から 59 年 4 月 16 日まで

私は、A 都道府県の株式会社 B に 5 年間続けて出稼ぎに行ったが、この会社での厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。

証拠となる資料は無いが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、株式会社 B に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が C 都道府県から一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚二人についても、株式会社 B における厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間当時、同社の役員であった者及び労務担当者は、「期間労務者及び季節労働者は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

また、株式会社 B は、申立期間当時、D 国民健康保険組合に加入しており、当時の役員は、「厚生年金保険に加入している者は E 組合員として、加入していない者は F 組合員として加入させていた。」と述べているところ、同国民健康保険組合 G 事務所が保管する「F 組合員加入届」（写し）により、申立人は F 組合員であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 36 年 4 月から同年 11 月まで
③ 昭和 37 年 4 月から同年 11 月まで
④ 昭和 38 年 4 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 39 年 4 月から同年 11 月まで

A事業所に毎年勤務し、昭和 42 年 11 月にはA事業所長から 10 年勤続表彰を受けている。間違いなく給料から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、当該保険料が納付されていると思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が保管する 10 年勤続表彰（昭和 42 年 11 月）時の記念品から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間において、申立人が記憶している同僚 7 人についても、厚生年金保険の加入記録はいずれも無く、これらの同僚のうち 3 人は、「昭和 30 年代において、厚生年金保険に加入していない時期があった。」と証言している。

また、A事業所における厚生年金保険被保険者数の年度別の推移を調査したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録がある昭和 32 年度は 283 人、33 年度は 344 人、34 年度は 371 人、40 年度は 260 人、41 年度は 240 人、42 年度は 216 人であるが、申立期間①、④及び⑤に係る年度の加入者は存在せず、申立期間②は 5 人（5 人は翌年、共済組合に加入）、申立期間③は 7 人（4 人は年度内に、共済組合に加入）と少数であり、

申立期間に係る年度では、一般のB作業員については厚生年金保険の加入が無かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から40年6月までの期間（申立期間②から⑤までを含む。）において、継続して国民年金に加入し、申立期間④及び⑤を含む昭和38年1月から39年11月までの期間においては、保険料を納付していたことが確認でき、申立人が記憶している同僚7人についても、36年4月に国民年金に加入した以降、40年6月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。